

平成 26 年度岩手県工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 26 年度岩手県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

北上工業団地地内及び岩手中部（金ヶ崎）工業団地の各事業所に対し、次のとおり給水する。

給 水 事 業 所 数	18 事 業 所
年 間 総 給 水 量	14,103,235 立方メートル
う ち ろ 過 水 量	5,803,500 立方メートル
一 日 平 均 給 水 量	38,639 立方メートル
う ち ろ 過 水 量	15,900 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 工 業 用 水 道 事 業 収 益	956,741 千円
第 1 項 営 業 収 益	900,935 千円
第 2 項 財 務 収 益	531 千円
第 3 項 事 業 外 収 益	55,275 千円

支 出

第 1 款 工 業 用 水 道 事 業 費 用	957,040 千円
第 1 項 営 業 費 用	830,981 千円
第 2 項 財 務 費 用	70,372 千円

第3項 事業外費用	14,551 千円
第4項 特別損失	40,636 千円
第5項 予備費	500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 580,934 千円は、過年度分損益勘定留保資金 552,942 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 27,992 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	306,940 千円
第1項 企業債	211,900 千円
第2項 固定資産売却代金	95,040 千円

支 出

第1款 資本的支出	887,874 千円
第1項 改良費	232,513 千円
第2項 企業債償還金	373,479 千円
第3項 他会計からの長期借入金償還金	265,601 千円
第4項 国庫補助金返還金	16,281 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	211,900 千円	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、212,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 132,528 千円

(2) 交 際 費 50 千円

(重要な資産の処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	(種 類)	(名 称)	(所 在 地)	(数 量)	(処分の態様)
処分する資産	構 築 物	堰 堤	北上市和賀町岩崎新田地内	1 式	持分一部譲渡